

**令和5年度**  
**川西町地域防災計画**  
**概要版**

**令和6年3月**  
**川西町防災会議**

# 修正の背景・修正方針

川西町地域防災計画は、平成30年8月に見直しを行っています。

その後、現在までに5年以上の年月が経過し、各種の関連する法制度等が見直されたほか、全国各所で地震・風水害等の大規模な災害が発生し、新たな教訓・知見が得られるなど、最新の内容への変更が求められていることから、このたび本計画の修正を行いました。

## 【川西町地域防災計画の修正方針】

1. 平成30年度以降の制定・改正された法令、上位計画等との整合を図る。
2. 奈良県地域防災計画との整合を図る。
3. 川西町地域防災計画（平成30年8月）の時点修正を行う。
4. 近年の災害教訓を踏まえ川西町の特性を考慮した実効化を行う。

修正の背景	内容
近年の災害の多発とそこから得られた教訓の反映	平成28年熊本地震、平成30年西日本豪雨災害 令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風 など
各種法制度や施策・体制等の更新	避難勧告・避難指示の一本化 避難行動要支援者に関する個別避難計画作成の努力義務 など
国・県の計画の修正	国の防災基本計画(令和元年・2年・3年・4年・5年修正) 奈良県地域防災計画の修正(令和元年度・3年度・4年度修正)
町の防災関連計画の整備の進捗と強化	川西町国土強靱化地域計画の策定 業務継続計画見直し、受援マニュアルの新規策定(本見直しと並行)

# ○修正作業の状況

川西町地域防災計画の修正は、以下の流れで進めました。

現行地域防災計画（平成30年8月修正）

令和4年12月  
令和5年7月

修正案の作成

修正開始（修正方針1～5に沿って実施）

第1回防災会議開催、委員意見照会  
庁内職員意見照会

令和5年11月  
令和5年11月30日

意見を反映させた素案の作成

第2回防災会議開催、反映結果の確認

令和6年1月

第2回防災会議を踏まえた案の作成

パブリックコメントの実施、意見公募

令和6年3月

パブリックコメントの結果を反映

川西町地域防災計画（令和6年3月修正）

第3回防災会議にて決定

令和6年4月

公表・計画の実施

※並行して「業務継続計画・受援マニュアル等」等を作成

# 構成の変更

- 災害に係る制度・法改正や近年の災害の動向にきめ細かく対応できるよう、構成を見直し
- 全体を、風水害等対策編と地震対策編に分割
- 章単位で記載順を再編成し、風水害等対策編と地震対策編に書き分け
- 地震対策編に「第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画」を新設

現行地域防災計画 （‘平成30年8月＜改正＞）	
第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	風水害等応急 対策計画
第4編	地震災害応急 対策計画
第5編	災害復旧・復興 計画

見直し後の計画 ＜風水害等対策編＞		見直し後の計画 ＜地震対策編＞	
第1編	総則	第1編	総則
第2編	災害予防計画	第2編	災害予防計画
第3編	応急対策計画		
		第3編	応急対策計画
第4編	災害復旧・復興 計画	第4編	災害復旧・復興 計画
		第5編	南海トラフ地震 防災対策推進計画

見直し後の計画は、県計画の構成とおおむね一致し、  
県計画との整合性が確保しやすくなります。

# 応急活動体制の見直し／災害対策本部体制

- 災害応急対策の実効性を確保するため、町の応急活動体制を見直し。
- 町の組織変更を反映、業務継続計画見直し及び受援マニュアル作成の成果を取り込んだ災害対策本部体制とする。

## 現行体制

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	(奈良県広域消防組合(磯城消防署)署長、川西町消防団長、奈良県(連絡員)、自衛隊、天理警察署、NPO、川西町社会福祉協議会) 川西町自主防災連絡協議会
本部事務局	総務担当理事



## 見直し後の体制

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	本部事務局班長 受援・庶務班長 救護厚生班長 施設資材班長 教育総務班長 川西町消防団長
協力機関	磯城郡水道企業団 磯城消防署 天理警察署 奈良県 自衛隊

### < 応急対策班 >

総務班
救護厚生班
施設資材班
水道給水班

本部事務局班
受援・庶務班
救護厚生班
施設資材班
教育総務班
磯城郡水道企業団

# 見直し点

①災害対策本部の「本部員」「本部事務局」を「本部員（町職員と消防団）」と「協力機関（防災関係機関）」に、区を見直し  
→それぞれの立場（役割分担）の明確化と相互の連携強化を狙う  
→本部員と応急対策班の区を一致させ、指揮系統を直結

②応急対策班について、災害対策本部運営と受援に着目した班分けに見直し  
→「本部事務局班」と「受援・庶務班」を新設、全体を再編成

※本部長は「町長」、副本部長は「副町長、教育長」  
→現行通り

# 主な改訂項目

項目	概要	見直しへの反映
1. 「警戒レベル」における避難勧告の廃止と避難指示への一本化	●令和3年に警戒レベルの見直しが行われ、同年5月20日より、避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。	▶避難行動計画・避難生活計画に、避難指示等の種類と基準について、警戒レベルの記述を追加するとともに、避難勧告・避難指示の一本化について記載。
2. 避難行動要支援者に関する個別避難計画作成の努力義務	●平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。 さらに、令和3年には、個別避難計画を作成すること努力義務とされました。 あわせて、要配慮者利用施設における避難計画の作成や避難誘導等の訓練結果について、市町村長への報告が義務化となりました。	▶要配慮者対策に、個別避難計画の作成について記載。また、要配慮者利用施設における避難計画の作成や避難誘導等の訓練結果報告等について記載。
3. 男女共同参画（女性の参画による防災力向上）に関する改訂	●様々な防災関係組織への女性の参画を促進することで、地域防災力の向上を図ることが求められています。	▶自主防災、消防団活動、避難対策など、防災の主要な場面における女性をはじめとする多様な主体の参画、視点の取り入れを記載。
4. 奈良DWA Tに関する記述の追加	●奈良県に災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）が設置されました。災害時に、避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害の防止を図ることを目的としたものです。	▶要配慮者対策に、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣要請の記述を追加。

DWA T：Disaster Welfare Assistance Team（災害派遣福祉チーム）

# その他、法制度の変更に係る主な改訂項目

## <各編共通>

- ①被災者生活再建支援金等の支給対象の拡充
  - ②域内企業における防災及び事業継続マネジメント（BCM）の推進
  - ③災害発生のおそれがある段階での広域避難実施のための自治体間協議
  - ④災害ボランティアセンターの設置予定場所明記（\*）
  - ⑤災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備（\*）
  - ⑥長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達（\*）
  - ⑦被災者台帳、避難行動要支援者名簿作成へのデジタル技術の活用（\*）
- （\*）…R5年度防災基本計画修正対応事項

## <風水害等対策編>

- ⑧大雨警報・洪水警報の危険度分布等
- ⑨早期注意情報に（警報級の可能性）が追加

## <地震対策編>

- ⑩「南海トラフ地震防災対策推進計画」の追加

# ●本文修正事項（1/3）

青字は風水害等対策編、赤字は地震対策編、黒字は共通  
▼更新、★新規

項目	修正事項
<b>総則</b>	
基本的責務と業務の大綱	▼意見照会に基づき最新の内容に更新
災害の想定	▼最新の被害想定、ハザードマップ等に更新、時点修正
<b>予防・応急計画</b>	
避難行動計画・避難生活計画	★警戒レベルの見直しに伴う避難勧告の廃止と避難指示への一本化（警戒レベルの記述を追加、避難指示の基準等について整理）
	★避難行動要支援者に関する個別避難計画作成の努力義務、避難誘導等の訓練結果報告の義務化
	▼県や周辺市町及び民間等と連携した指定避難所の確保
	▼隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に実施
	▼指定避難所の質の向上（バリアフリー化、女性をはじめとする多様な視点の取り入れ、自主運営体制の確立など）
	★きめ細かな被災者支援（在宅被災者、車中泊避難者等への支援など）
	▼避難指示等の発令基準の更新、避難情報の発令判断・基準マニュアルの改訂
要配慮者対策	▼「川西町災害時避難行動要支援者名簿作成要綱」（令和3年12月1日施行）に沿って記載を更新
	★個別避難計画等に基づき要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努める
	▼自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携による支援体制の整備
	★奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣要請
防災知識の普及	▼公助と併せた自助・共助の推進 普及すべき防災知識を計画上で列挙
	▼住民等の「最低3日間、推奨1週間」分の備蓄を明記
防災訓練の実施	▼自助・共助に基づく自発的な防災活動を推進、「住民等参加型訓練」による住民の防災意識向上
自主防災体制の整備	▼自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成（OBの活用、女性の登用防災士資格取得促進等） ▼地域全体の防災意識向上の促進（住民同士の勉強会の開催等）
地区防災計画の策定等	★個別避難計画との整合をとった地区防災計画の策定

## ●本文修正事項（2/3）

青字は風水害等対策編、赤字は地震対策編、黒字は共通  
▼更新、★新規

項目	修正事項
企業防災の促進	▼事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努める ▼豪雨や暴風等の際に、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める
まちの防災機能強化	▼都市基盤施設の整備において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用
交通混乱の防止対策	★やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、安全かつ確実に避難するための方策を検討
水害予防・防止対策	★「大和川水系における総合的な対策（治水対策、流域対策）の推進」について記載 ★洪水浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設における避難計画と訓練報告の義務付け等
消防・救助・救急体制の整備	▼消防に関する呼称（消防署、広域消防組合、常備消防など）を「奈良県広域消防組合」に統一 意見照会に基づき、消防活動に関する記載を改め
災害に備えた防災体制の確立	▼災害時に、平時の業務が継続できるよう、町の業務継続計画を見直し ▼防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）の大規模災害発生時における機能継続 ★大規模停電対策（備蓄に関する連携強化、発災後72時間の非常用電源の確保など）
支援・受援体制の整備	★「川西町受援マニュアル」を作成
緊急物資確保供給体制	▼民間の施設やノウハウの活用による物資の調達及び供給体制の確保 ▼備蓄品目の例として、国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」に定められた備蓄品目を記載。
組織体制	▼本部の組織及び事務分掌、参集配備体制について、組織変更と災害対応の実効化を踏まえ更新、修正
情報の収集・伝達	▼気象予警報、伝達経路、水防警報及び水位到達情、等について意見照会に基づき最新の内容に更新 ▼震度速報、震源・震度情報、緊急地震速報等について意見照会に基づき最新の内容に更新 ★奈良県における災害情報共有システム（Lアラート）の活用

## ●本文修正事項（3/3）

青字は風水害等対策編、赤字は地震対策編、黒字は共通

▼更新、★新規

項目	修正事項
災害広報・広聴対策	★被災者の安否情報の扱い（提供、利用、公表等）について記載
応援の要請・受け入れ	★受援庶務班が窓口となり実施 ★I S U T（災害時情報集約支援チーム）の受け入れ体制の準備
医療救護活動	▼中和保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じた医療救護活動の展開
ライフラインの確保	▼関係機関（上水道、下水道、電力、電気通信等各ライフライン所管）の意見照会により更新
廃棄物の処理	▼川西町災害廃棄物処理計画（平成30年12月）に基づき、記載を更新
ボランティアの受け入れ	★町社会福祉協議会による受け入れ実施を記載（受援庶務班が現場との情報連絡面で協力） ★災害ボランティアセンターの設置予定場所明記について記載
住宅応急対策	★応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を記載 ★応急仮設住宅等の入居者の選定と配慮事項（多様な入居者層を選定、入居後の巡回相談や安否確認体制の整備）
社会秩序の維持	▼意見照会に基づき、天理警察署の警備活動に関する記載を改め
<b>災害復旧・復興計画</b>	
被災者の生活の安定	▼被災者台帳の作成、罹災証明書の交付を早期に行うオンラインサービス等について記載
被災者の心身のケア	▼女性や性的マイノリティのための相談窓口の設置
被災者のすまいの再建の支援	▼被災者生活再建支援法改正・拡充（中規模半壊世帯の新設）に伴い修正
災害復旧・復興計画の策定	▼住民の合意形成にあたり、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れる
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	
緊急に整備すべき施設等の整備計画、臨時情報、災害応急対策等	★町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的に、県計画に沿って記載